

総務教育常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
31年－6 (31.2.8)	教 育	<p><b>教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出について</b></p> <p>▶請願理由                      文部科学省が2016年に全国の小・中学校を対象に実施した教員勤務実態調査の結果、前回調査(2006年)よりいっそう時間外勤務が増大し、教職員の働き方がますます深刻な事態となっていることが明らかになった。</p> <p>教職員の長時間過密労働は、子どもと向き合う時間を削り、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰め、子どもたちの教育に専念することを困難にしている。「教材研究ができなく、子どもたちに申し訳ない」、「明日の授業準備さえまならない」などの悲痛な声が学校にあふれている。今や長時間過密労働は教職員の労働問題や健康問題にとどまらず、「教育の質」を確保し向上させる課題にも影響を及ぼしているのである。</p> <p>このような状況の中で、本年1月25日に開催された中央教育審議会総会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申(以下「中教審答申」という。)をまとめ、文部科学大臣に提出した。</p> <p>文部科学省が「看過できない」とした教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠である。また、中教審答申で示された「一年単位の変形労働時間制」の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念される。さらに児童・生徒の授業時間等の増加にもつながりかねない。</p> <p>すべての子どもたちや教職員がゆとりをもって学校生活や教育活動を進めることができるよう願うものである。</p>	<p>鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会                      会長 市 谷 尚 三</p> <p>(紹介議員)                      市 谷 知 子                      錦 織 陽 子</p> <div data-bbox="1330 499 2009 1214" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>本会議(31. 3. 8)委員長報告                              会議録暫定版</b></p> <p>本県では、不登校、学力向上、特別な支援が必要な児童生徒の増加などの諸課題に対応するため、教職員定数の充実について国に要望してきたこと。</p> <p>文部科学省では、新学習指導要領の円滑な実施と学校現場における働き方改革のための指導・運営体制構築のため、平成31年度予算案においても教職員定数の拡充を図っていること。</p> <p>さらには、この度の中央教育審議会の答申を踏まえ、今後、国が公立学校教員に対する一年単位の変形労働時間制を導入するよう制度改正を行い、各自治体において導入の可否を判断することとなった場合に、県として、制度導入により学校における働き方改革が実現できるかどうか検討を加え、判断すべき問題であることから、不採択と決定いたしました。</p> </div>	不採択 (31.3.8)

## 総務教育常任委員会・請願

		<p>▶請願事項</p> <p>鳥取県議会において、次に掲げる項目を国に対し求める意見書を採択すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。</li><li>2 一年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。</li></ol>		
--	--	--	--	--